

特定非営利活動法人子ども健康フォーラム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人子ども健康フォーラムという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 名古屋市中区大須4丁目1-7 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもに対して、子どもの健康が医療、保健、福祉、教育、遊び、空間、自然と文化といった多種多様な環境から成り立っているという視点に立ち、家族、地域、社会のありかたに関する事業を行い、子どもの健康に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 子どもの療養環境に関する研究発表会の開催
- ② 子どもの療養環境に関する勉強会の開催
- ③ 子どもの健康に関わる施設のプレイルーム支援
- ④ 子どもの健康に関わる施設の飾り付け支援
- ⑤ 子どもの健康に関わる施設の整備
- ⑥ 子どもの健康に関わる施設でのイベント開催
- ⑦ 子どもの健康に関するホームページの作成、更新
- ⑧ 子どもの健康に関する研究支援
- ⑨ 子どもに関わる環境づくり支援
- ⑩ 子どもの健康に関わる相談事業
- ⑪ 子どもの健康に関わる教育・研修事業
- ⑫ 患児およびその家族に対する福利厚生事業
- ⑬ 子どもの健康に関わるコンサルテーション事業

(2) 収益事業

- ① 子どもの健康に関わるアメニティグッズおよび物品の販売
- ② 子どもの健康に関わる書籍の作成、販売
- ③ バザー

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（1）正会員 この法人の目的に賛同し、活動するために入会した個人

（2）一般会員 この法人の目的に賛同し、支援するために入会した個人又は団体
（正会員の入会）

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（正会員の義務）

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 正会員は第5条にかかげる活動に積極的にたずさわらなければならない。

（正会員の資格の喪失）

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）退会届の提出をしたとき。

（2）本人が死亡又は失踪したとき。

（3）継続して3年以上会費を滞納したとき。

（4）除名されたとき。

（正会員の退会）

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（正会員の除名）

第11条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）この定款等に違反したとき。

（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（一般会員の入会及び会費）

第12条 この法人の目的に賛同して活動を支援しようとする個人又は団体で、一般会員の会費を納入したものを一般会員とする。

2 会費の納入方法及び額は、理事会において別に定める。

（一般会員の資格の喪失）

第13条 一般会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）本人が死亡し、又は一般会員である団体が消滅したとき。

（2）会費の納入の継続がなかったとき。

（3）除名されたとき。

（一般会員の退会）

第14条 一般会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（一般会員の除名）

第15条 一般会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(抛出金品の不返還)

第 16 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 17 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人から 20人
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第 18 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 19 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 20 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 21 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補

充しなければならない。

(解任)

第 22 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 23 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 24 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 25 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 26 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 27 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 正会員の入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 54 条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 28 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 19 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 29 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第30条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第31条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第32条 総会における議決事項は、第29条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第33条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第34条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第36条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第37条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第19条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第40条 理事会における議決事項は、第38条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第41条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名・押印又は、署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

第44条 削除

第 45 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 46 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 47 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 48 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 49 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 50 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 51 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 52 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 53 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 54 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 55 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 56 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならぬ。
(残余財産の帰属)

第57条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で定めるものに譲渡するものとする。

(合併)

第58条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならぬ。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行ふ。

第10章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の**設立当初の役員**は、次に掲げる者とする。

理事長	田邊穰
副理事長	渡邊芳夫
理事	大西文子
	奥田陸子
	鈴木賢一
	林進
	長嶋正實
	原純子
	宮尾克
	山崎嘉久
監事	山田政功
	塚本憲司

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第20条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 53 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条および第 12 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

<正会員>

(1) 入会金 3,000 円

(2) 年会費 5,000 円

<一般会員>

年会費 一口 5,000 円

附 則

1 この定款は、名古屋市長の認証を受けた日（平成 28 年 2 月 12 日）から施行する。

現在の理事

理 事 長 前 田 正 信（あいち小児保健医療総合センター 名誉センター長
学校法人河原学園 人間環境大学地域包括医療研究センター センター長）

（順位不同）

理 事	渡 邊 芳 夫	（大府あおぞら有床クリニック院長）
理 事	大 西 文 子	（日本赤十字豊田看護大学看護学部 学務部長）
理 事	宮 尾 克	（元名古屋大学大学院情報科学研究科 教授）
理 事	鈴 木 賢 一	（名古屋市立大学大学院芸術工学部 教授）
理 事	森 下 雅 史	（公立陶生病院 小児科部長）
理 事	服 部 義	（あいち小児保健医療総合センター センター長）
理 事	真 弓 浩 二	（雑木林研究会 事務局長）
理 事	小 木 曾 房 男	（元あいち小児保健医療総合センター）
理 事	棚 瀬 佳 見	（あいち小児保健医療総合センター ホスピタルチャイルドスペシャリスト）
理 事	山 田 元 子	（元愛知県青い鳥医療療育センター 医療保育専門士）
理 事	白 石 公 二	（子どもたちの創作工房地木遊人 代表）
理 事	浦 田 恵 美 子	（アチェメックの森親子の会 代表）
理 事	青 野 桐 子	（特定非営利活動法人こども NPO 事務局長）
理 事	篠 原 佳 則	（安井建築設計事務所 名古屋事務所 副所長）
監 事	塚 本 憲 司	（公認会計士）
監 事	山 田 政 功	（前中部ろうさい病院小児科 部長）
顧 問	田 邊 穰	（伊勢志摩リハビリテーション専門学校校長 元愛知県健康福祉部理事）
顧 問	長 嶋 正 實	（愛知県済生会リハビリテーション病院 院長 あいち小児保健医療総合センター 名誉センター長）